資 料 編

1．計画策定の経過

（1）取手市児童福祉審議会（開催日は事前公表）

令和５年度

第２回　審議会の開催（10／31）

【報告事項】

①第三期取手市子ども・子育て支援事業計画スケジュールについて

②保育施設における医療的ケア児支援事業について

③医療的ケア児ガイドライン（案）について

④医療的ケア児保育所等入所検討会議設置要綱（案）について

第３回　審議会の開催（11／29）

【審議事項】

①第三期取手市子ども・子育て支援事業計画の策定に伴う取手市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（案）について

②その他

第４回　審議会の開催（３／27）

【審議事項】

①取手市保育所整備計画について

【報告事項】

①第三期取手市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査の結果報告について

②医療的ケア児の受け入れ体制の整備について

令和６年度

第１回　審議会の開催（５／29）

【審議事項】

①公募事業者による取手駅前民間保育園整備計画（案）について

②取手市教育・保育提供区域の見直しについて

【報告事項】

①取手市こども計画（仮称）について

第２回　審議会の開催（８／21）

【審議事項】

①第二期取手市子ども・子育て支援事業計画の実績報告及び第三期取手市子ども・子育て支援事業計画の策定について

②民間保育施設による子ども・子育て支援交付金を活用した子育て支援センターの運営について

【報告事項】

①保育士確保方策のための補助金の見直しについて（案）

②取手駅前賃貸テナント活用型保育園整備運営事業者募集要項の決定及び募集の実施について

第３回　審議会の開催（11／21）

【審議事項】

①取手市こども計画（仮称）について

②第三期取手市子ども・子育て支援事業計画（素案）及びパブリックコメントについて

【報告事項】

①取手駅前賃貸テナント活用型保育園整備運営事業者の選定結果について

第４回　審議会の開催（１／29）

※第三期取手市子ども・子育て支援事業計画に関する案件はありません。

第５回　審議会の開催（３／24）

【報告事項】

①第三期取手市子ども・子育て支援事業計画に伴うパブリックコメントの結果報告について

②取手市こども計画に伴うパブリックコメントの結果報告について

【審議事項】

①第三期取手市子ども・子育て支援事業計画の策定について

②取手市こども計画の策定について

市長への答申　（３／24）

（２）取手市保育行政推進検討委員会

令和５年度

第２回　検討委員会の開催（10／20）

【検討・報告事項】

①第三期取手市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて

②取手市保育所等における医療的ケア児の受け入れについて

令和６年度

第１回　検討委員会の開催（５／24）

【報告事項】

①こども計画について

【審議事項】

①取手駅前保育所整備計画（案）について

②教育・保育提供区域設定の考え方について

第２回　検討委員会の開催（８／７）

【審議事項】

①第三期取手市子ども・子育て支援事業計画の策定について

②民間保育施設による子ども・子育て支援交付金を活用した子育て支援センターの運営について

③保育士確保方策のための補助金の見直しについて（案）

【報告事項】

①取手駅前賃貸テナント活用型保育園整備運営事業者募集要項の決定及び募集の実施について

（３）基礎資料の収集（量の見込を設定するための各調査）

「取手市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」

【調査対象】

- 就学前児童の保護者：1,000 件配布／584 件回収／回収率 58.4%
- 小学校児童（就学児童）の保護者：1,000 件配布／584 件回収／回収率 58.4%
- 妊婦：256 件配布／154 件回収／回収率 60.2%

（４）基礎資料の公開

- 「取手市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果報告を取手市ホームページで公開。
- 「取手市子ども・子育て支援に関するアンケート調査【結果報告書】」冊子を藤代庁舎（藤代総合窓口課）、取手支所、取手図書館、常陽建設ふじしろ図書館、各地域子育て支援センター、こども発達センター、TAC 取手グリーンスポーツセンター、藤代スポーツセンター、取手ウェルネスプラザ、各公民館で閲覧とした。

（５）計画素案に関する意見聴取

- 意見募集期間　　令和６年 11 月 25 日（月）～12 月 24 日（火）
- 意見募集方法　　取手市市民意見公募手続（パブリックコメント手続）に関する要綱
- 意見募集結果　　６人、25 件、６項目

（６）計画の整合性の調整

・取手市庁議（市長、副市長、各部長で構成）
調査結果、計画概要、意見公募実施・結果

・取手市内部協議
計画の上位計画（総合計画）及び子ども・子育て支援法に関連する分野計画（教育振興基本計画・地域福祉計画・障害者福祉計画・母子保健計画）、さらに整備計画（保育所整備計画）を所管する部署と、子ども・子育て支援制度実施主体部署（健康づくり推進課・保健センター・子ども青少年課・子育て支援課）において協議・調整・作業を実施した。

２．諮問

取市発第　211 号
令和６年８月 21 日

取手市児童福祉審議会
　委員長　金　田　冬　彦　様

取手市長　中　村　修

取手市第三期子ども・子育て支援事業計画について（諮問）

取手市第三期子ども・子育て支援事業計画について，取手市児童福祉審議会設置条例第３条に基づき，下記の事項について貴審議会に諮問いたします。

記

諮問事項　　取手市第三期子ども・子育て支援事業計画の策定について

取手市第二期子ども・子育て支援事業計画の期間（令和２年度～６年度）が終了することに伴い，市民の子育て状況や子ども・子育てに関する要望・意見等を把握するためのニーズ調査等を踏まえ，パブリックコメントを実施の上，取手市第三期子ども・子育て支援事業計画（令和７年度～１１年度）案を策定することとなっております。

計画策定にあたりましては，子ども・子育て支援法第６１条に基づき，計画内容について，子育て分野における幅広い御見識と多角的な視点から，ご意見を頂戴したく諮問いたします。

以上

３．答申

令和７年３月 24 日

取手市長
　中村　修　様

取手市児童福祉審議会
委員長　金田　冬彦

第三期取手市子ども・子育て支援事業計画の答申について

　令和６年８月２１日付取市発第２１１号で諮問された「第三期子ども・子育て支援事業計画」の策定に関し、別添のとおり答申いたします。
　「未来を担う世代を育むまち取手」の基本理念のもと、第二期の取り組みを継承しながら、子育て世帯への支援の拡充を図り、計画が着実に実行されることを会議の総意として希望します。

以上

４．取手市児童福祉審議会設置条例

昭和３４年４月１日
条例第５号
改正　昭和６２年７月３日条例第２５号
平成１９年３月２９日条例第２１号
平成２５年６月２７日条例第２６号
平成３１年３月２０日条例第７号
令和５年３月１７日条例第６号

（設置）

第１条　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第８条第３項，子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７２条第１項及び次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）第２１条第１項の規定に基づき，児童，妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項その他の事項について調査審議するため，取手市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は，児童福祉法，子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法において使用する用語の例による。

（所掌事項）

第３条　審議会は，次に掲げる事項に関し調査審議する。

⑴児童，妊産婦及び知的障害者の福祉に関すること。

⑵子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項に係る調査審議その他子ども・子育て支援法第７２条第１項各号に掲げる事務に関すること。

⑶地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置に関すること。

（組織）

第４条　審議会は，委員１０人以内をもって組織する。

２　委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱し，又は任命する。

⑴児童の保護，保健その他福祉に関する事業に従事する者

⑵児童の保護者

⑶事業主

⑷児童福祉に関し優れた識見を有する者

⑸関係行政機関の職員

３　審議会に，委員の互選による委員長及び副委員長各１人を置く。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は，２年とする。

２　前項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（委員長の権限）

第６条　委員長は，会務を総理する。委員長に事故があるときは，副委員長がその職務を代理する。

（招集及び議事）

第７条　審議会は，委員長が招集する。

２　審議会は，委員の総数の２分の１以上の出席がなければ，議事を開くことができない。

３　審議会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

（規則への委任）

第８条　この条例に定めるもののほか，審議会に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付　則

この条例は，昭和３４年４月１日から施行する。

付　則（昭和６２年条例第２５号）

この条例は，昭和６３年４月１日から施行する。

付　則（平成１９年条例第２１号）

この条例は，平成１９年４月１日から施行する。

付　則（平成２５年条例第２６号）

この条例は，公布の日から施行する。

付　則（平成３１年条例第７号）

この条例は，平成３１年７月１日から施行する。

付　則（令和５年条例第６号）

この条例は，令和５年４月１日から施行する。

５．取手市保育行政推進検討委員会設置要綱

平成１８年５月３０日
告示第９８号
改正　平成２０年３月３１日告示第６８号
平成２０年７月３１日告示第１５３号
平成２２年３月３０日告示第６３号
平成２７年３月３１日告示第５７号
平成２８年３月３１日告示第７９号

（設置）
第１条　本市の保育行政の円滑な推進を図るため，取手市保育行政推進検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）
第２条　検討委員会は，保育サービスの充実に向けて保育所のあり方と行政の役割について調査，検討する。

（組織）
第３条　検討委員会の組織は，次の表のとおりとする。

委員長	福祉部長
副委員長	福祉部次長
委員	人事課長　政策推進課長　財政課長　公共施設整備課長

（委員長及び副委員長）
第４条　委員長は，検討委員会を代表し，会務を総理する。
２　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるとき又は欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）
第５条　検討委員会の会議（以下「会議」という。）は，必要に応じ委員長が招集し，委員長が会議の議長となる。
２　検討委員会は，必要があると認めるときは，委員以外の職員を会議に出席させ，意見を求めることができる。

（庶務）
第６条　検討委員会の庶務は，福祉部において処理する。

（その他）
第７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

付　則
この要綱は，平成１８年６月１日から施行する。

付　則（平成２０年告示第６８号）
この要綱は，平成２０年４月１日から施行する。

付　則（平成２０年告示第１５３号）
この要綱は，平成２０年８月１日から施行する。

付　則（平成２２年告示第６３号）
この要綱は，平成２２年４月１日から施行する。

付　則（平成２７年告示第５７号）
この要綱は，平成２７年４月１日から施行する。

付　則（平成２８年告示第７９号）
この要綱は，平成２８年４月１日から施行する。

6．取手市児童福祉審議会委員名簿

分野	氏名	所属（推薦団体）・職名	備考
保　　育	金田　冬彦	取手ブロック保育協議会 社会福祉法人明徳福祉会 取手保育園	委員長
地 域 福 祉	海老原　直利	取手市民生委員・主任児童委員協議会 会員（主任児童委員代表）	副委員長
有　識　者	森　貞美	聖徳大学 教育学部 児童学科	
事　業　主	芝沼　雅敏	一般社団法人 茨城南青年会議所	
子育て世代	船田　恵子	取手市保育所父母の会連絡協議会 会長（白山保育所内）	令和６年 ４月１日～
幼 児 教 育	小林　路津子	取手市幼稚園連合会 認定子ども園 取手幼稚園	
保 健 医 療	寺内　真理子	ＪＡとりで総合医療センター 小児科 医師	
児 童 福 祉	小方　勝道	茨城県土浦児童相談所 副所長	
地 域 安 全	小山　義也	茨城県取手警察署 生活安全課少年係 係長	
学 校 教 育	丸山　信彦	取手市教育委員会 指導課 課長	

【任期】令和５年 11 月 25 日～令和７年 11 月 24 日

7．取手市保育行政推進検討委員会委員名簿

区分	役職	氏名	備考
委員長	福祉部長	鈴木　文江	
副委員長	福祉部次長	佐藤　睦子	こども政策室長
委員	人事課長	軽部　幸雄	総務部次長
委員	政策推進課長	髙中　誠	
委員	財政課長	谷池　公治	
委員	公共施設整備課長	原部　英樹	財政部次長

第三期取手市子ども・子育て支援事業計画
【令和７年度～令和 11 年度】

令和７年３月

発　　行：茨城県取手市
編　　集：取手市　福祉部　子育て支援課
〒302-8585　茨城県取手市寺田 5139 番地
TEL：0297-74-2141（代表）
FAX：0297-73-7016
URL：https://www.city.toride.ibaraki.jp

※令和７年４月より組織が変更となり、本冊子内の課名は、新しい課名となっています。

取手市